

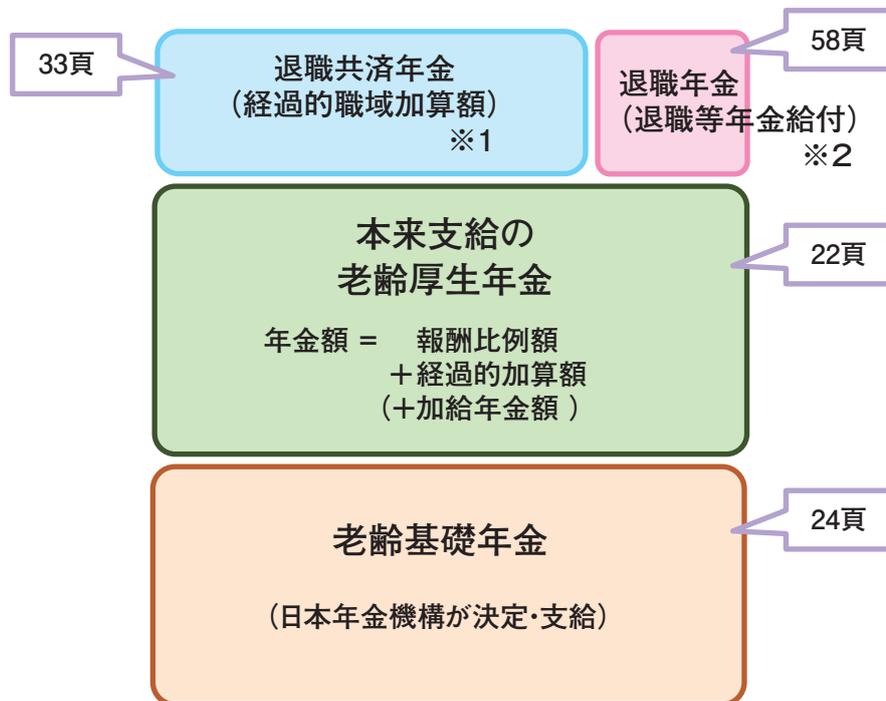
年金の基本的なしくみ

1 受ける年金の一般的なイメージ（老齢年金）

老齢年金は原則として、65歳から支給されることとなっております。

老齢厚生年金 + 退職共済年金（経過的職域加算額） + 退職年金 + 老齢基礎年金

65歳に達した月の翌月分から（本来支給）



※1 退職共済年金(経過的職域加算額)は、平成27年9月以前の組合員期間により計算されます。

※2 退職年金(退職等年金給付)は、平成27年10月以降の組合員期間により計算されます。

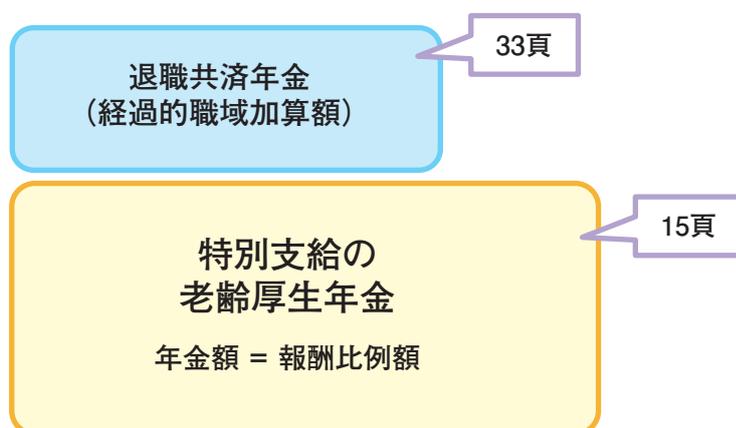
●昭和36年4月1日以前に生まれた方

昭和36年4月1日以前に生まれた方は、一定の条件を満たせば、65歳まで以下の年金を受けることができます。

なお、支給開始年齢は、生年月日により異なります。(詳しくは6頁をご覧ください。)

老齢厚生年金+退職共済年金(経過的職域加算額)

65歳に達する月分まで(特別支給)



また、次のとおり老齢年金には支給開始年齢に到達する前に支給される「繰上げ支給」や支給開始年齢に到達した後に支給される「繰下げ支給」というしくみも用意されています。

【繰上げ支給】

ご自身の支給開始年齢に到達する前から、年金を受けることを希望する場合

※年金額が最大30%減額されます。(詳しくは25頁以降をご覧ください。)

【繰下げ支給】

本来支給の年金(65歳からの年金)を、66歳以降に開始することを希望する場合

※年金額が最大42%増額されます。(詳しくは27頁以降をご覧ください。)

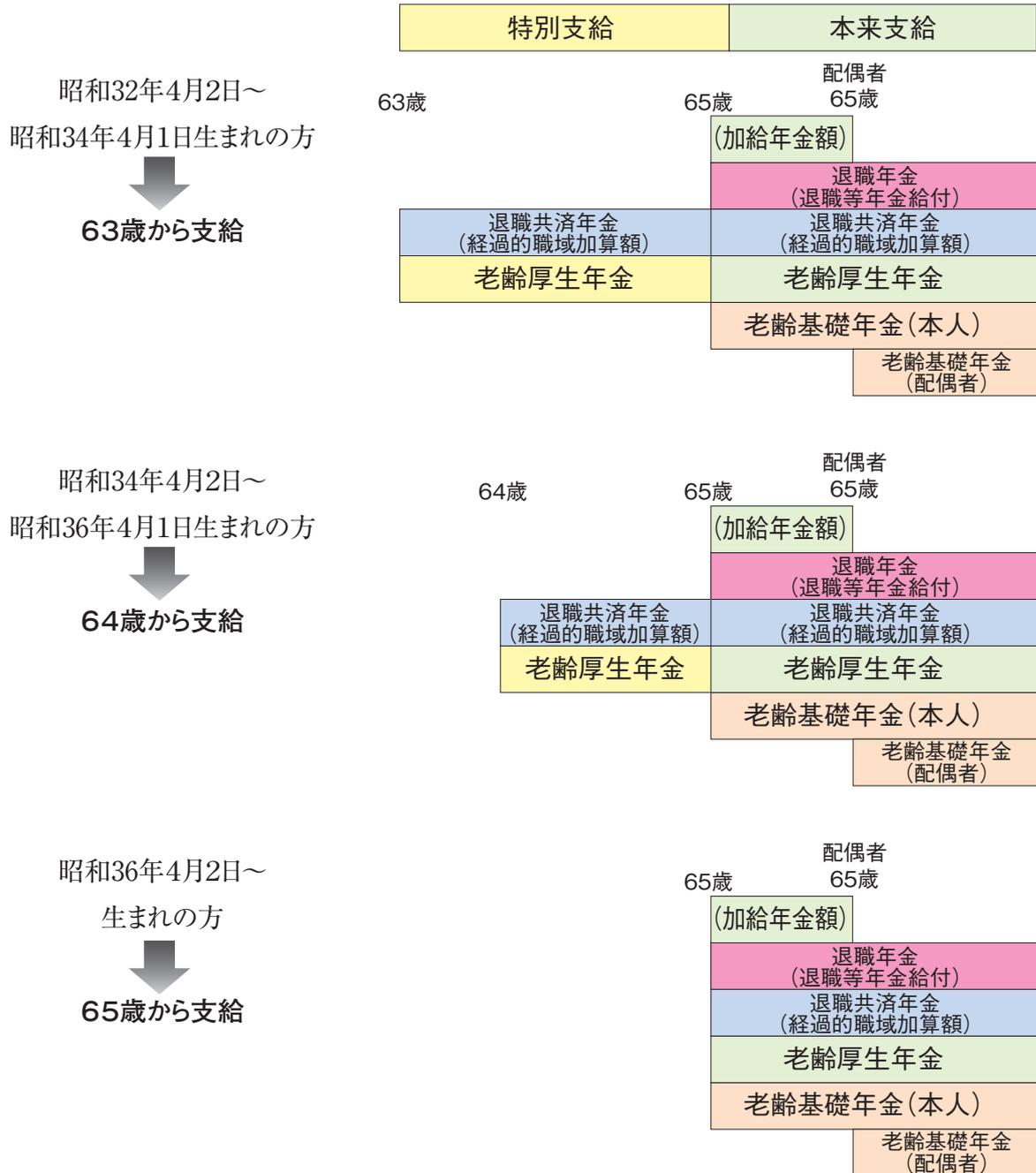
なお、特別支給の年金(65歳までの年金)は、繰下げできません。

これ以降、年金についてさらに詳しくご説明させていただきますが、用語などでわかりにくいものもありますので、「第18 年金に関する用語について」(118頁をご覧ください。)で用語の説明を掲載しております。ご活用いただければ幸いです。

2

年金の支給開始年齢について

昭和32年4月2日以降に生まれた方の老齢年金の支給開始年齢は以下のとおりです。



※ 昭和36年4月2日以降に生まれた方は、特別支給の年金の支給はありません。
(原則として65歳支給開始)



メモ欄

A large, blank, white rectangular area with rounded corners, intended for taking notes. It is set against a light green background that resembles a spiral-bound notebook. The top edge of the notebook has a series of white circles representing the spiral binding.